

西宮市消防用高所カメラ運用管理要綱

【沿革】 令和元年6月10日 西消局通達第2号〔制定〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市消防通信規程（平成26年西消局訓令第10号。以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、消防用高所カメラ（以下「高所カメラ」という。）の運用管理に関し、必要な事項を定める。

2 高所カメラは、災害状況の監視を目的として運用し、撮影した画像データは消防業務のために活用する。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、次のとおりとする。

- (1) 高所カメラ 災害状況を監視することを目的として、特定の場所に設置されるカメラ装置で、画像記録機能を備えるもの。
- (2) 画像データ 高所カメラによって撮影し記録された画像をいう。
- (3) 記録媒体 光ディスク、フラッシュメモリー等の外部記録媒体をいう。

(設置場所等)

第3条 市内の災害状況監視に適した高所に設置するものとし、市関係施設以外の場所に設置する場合は、設置条件等について別に定めるものとする。

(運用時間)

第4条 高所カメラの運用時間は、終日とする。ただし、規程第5条に規定する通信業務管理者（以下「通信業務管理者」という。）が特に認める場合は、この限りでない。

(プライバシーへの配慮)

第5条 高所カメラの運用管理にあたっては、西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、次の各号に定める場合の他は、市民のプライバシー保護のためレンズは広角設定とし、自動旋回にしておかなければならない。

- (1) 災害発生状況を確認する場合
- (2) 災害に備えるため、西宮市及び周辺地域の状況等を把握する必要がある場合
- (3) その他通信業務管理者が必要と認める場合

(画像データの公開)

第6条 画像データは、法令の規定に基づく場合を除き、公開しないものとする。

2 法令に基づき画像データの公開を求める者は、次の各号に定めるものを消防長に提出しなければならない。

(1) 画像データの公開を求める旨等を記載した文書

(2) 画像データの適正な管理のため次に定める事項を順守する旨を記載した文書

ア 提供を受けた画像データは、盗難・紛失等の防止のため適切な対策を講じること。

イ 画像データの提供を受けた目的以外に使用しないこと。

ウ 画像データの取扱いにより知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。

エ 画像データの使用は提供を受けた記録媒体のみで行い、複製は行わないこと。

オ 画像データが不要になった場合は、速やかに記録媒体の破棄その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(3) その他消防長が必要と認める書類

(画像データの取扱い)

第7条 画像データは、前条の規定により公開する場合は、記録媒体に複製することができる。

2 画像データは、加工してはならない。ただし、前条の規定により公開する場合において、当該画像データに西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報又は個人情報保護条例第19条に規定する不開示情報が含まれている部分があるときは、当該部分を個人情報の保護に必要な範囲で加工することができる。

3 画像データを保存した記録媒体は、盗難・紛失等の防止のため、施錠できる保管庫への保管その他の適切な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第8条 通信業務管理者は、高所カメラに関する苦情があったときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。